

岩国市中学校部活動 地域移行(地域展開)実証事業

申請の手引き

～ 中学校部活動に代わる新たな活動の場となる「地域クラブ」を募集します！ ～

募集期間 令和7年8月1日(金) ～ 8月29日(金)

申請に当たって不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

(お問い合わせ先)

文化スポーツ振興部スポーツ推進課 地域クラブ活動推進室

電話：(0827) 29-5103

Mail：sportssuishin@city.iwakuni.lg.jp

ホームページはこちら



目次

1	中学校部活動地域移行（地域展開）実証事業の制度内容	
I	補助金の交付の対象となる地域クラブ	3
II	補助金の額と交付対象となる経費	6
2	地域クラブの認定と補助金の申請	
I	申請から交付決定までのスケジュール	7
II	申請受付	7
3	決定から事業完了まで	
I	事業実施	8
II	補助金の支払い	8
III	事業計画変更	8
IV	実績報告書の提出	8
4	年間スケジュール	9

本事業は、中学生が参加する文化、芸術、伝統文化、スポーツ、レクリエーション等の地域の団体（地域クラブ）のうち、中学校部活動に代わる市内中学生の新たな活動の場として適切な団体を岩国市が認定していくにあたり、令和7年度に暫定的に定めた認定基準に基づき認定した団体のうち、一定以上の中学生受入人数と活動回数等の条件を満たす団体に、団体運営費の一部を予算の範囲内で補助します。

併せて、団体の活動内容や収支状況等を把握することにより、令和8年度以降の団体運営や公的支援のあり方を検証します。

※ 認定基準や補助内容は、令和7年度の実証事業用に暫定的に定めたものです。今回の実証の結果から、令和8年度以降の認定基準や補助内容は見直しを行う予定です。また、今後、国から新たな方針が示された場合は、それに準じた見直しも行う予定です。

1 部活動地域移行（地域展開）実証事業の制度内容

I 補助金の交付の対象となる地域クラブ

次の要件Ⅰ、要件Ⅱのいずれも満たす団体であることが必要です。

要件Ⅰ：地域クラブの認定基準（令和7年度暫定認定基準）を満たす団体であること

【令和7年度暫定認定基準】

（団体の要件）

区分	要件
団体属性等	(1) 営利を目的とした団体ではないこと。 (2) 主に岩国市内の小学校・中学校に在籍する児童・生徒が参加する団体であること。（※） (3) 活動拠点と主な活動場所が、いずれも岩国市内にあること。この場合において、主な活動場所への移動が生徒及びその保護者の過度な負担とならないよう努めること。 ※ 小学校の児童のみを対象とした団体は除く
組織・運営体制	(4) 生徒及び保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すため、規約等（※）を作成しており、その内容が社会通念上、適正であること。また、当該規約等に基づき、適切に運営していること。 ※ 規約等の内容の例…名称、所在地、目的・活動方針、活動（事業）内容、会員資格、入退会手続等、会費、役員及び事務局（役職、選出方法と任期等）、会議（総会や運営委員会等）、会計（会計年度、資金管理等） (5) 公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため関係者に対する情報開示を適切に行っていること。 (6) 持続可能なクラブの運営のため、複数の役員や指導者が運営に携わるなど、適切な人員体制・規模を有していること。
リスク管理	(7) 活動中の事故、トラブル等の管理責任並びに保護者や関係機関への緊急時の連絡体制が明らかにされていること。 (8) 代表者、指導者及び参加者が、自身の怪我等を補償する保険または個人賠償責任保険に加入していること。
学校との連携	(9) 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等を行っていること。
指導者	(10) 次の①～④の要件を全て満たす者が、主に指導に当たっていること。 ① 次の <u>いずれか</u> に該当する者。 ・教員免許を有し、地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動について、学校における部活動の指導実績がある者 ・公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定するスポーツ指導者資格等の指導者資格を有する者

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校における部活動の指導実績のある者 ・市内の運動競技団体又は文化芸術団体から推薦された者 ・高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学又は大学院に在籍し、地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動の経験があり、出身の高等学校又は在籍する専門学校、大学若しくは大学院の関係者から指導者として適格であると推薦された者 ・市が定める研修会を修了した者（認定の申請をした日の属する年度中に当該研修会を修了予定である者を含む。） <p>② 満18歳以上の者</p> <p>③ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は学校教育法第9条各号（注1）に該当しない者</p> <p>④ 過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項がない者</p>
休養日・活動時間等	<p>(11) 成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるよう、1週間当たり2日以上以上の休養日を設けていること（大会直前練習、大会参加等によりこれによりがたいときは、休養日を別の週に振り分けるよう努めていること。）。</p> <p>(12) 活動時間帯は、学校生活に支障がない時間帯としていること。</p>
会費	<p>(13) 生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること。</p>

（注1）地方公務員法第16条・学校教育法第9条…欠格条項

（誓約事項）

区分	誓約事項
組織・運営体制	(1) 部活動地域移行（地域展開）に関する国・県・市のガイドライン等（注2）、各運動競技団体や各文化芸術団体等が策定する方針等を遵守すること。
リスク管理	(2) 監督、指導者等、すべての関係者が、リスク管理において責務を負っていることを自覚し、生徒の安全確保に万全を期すこと。
指導目的	(3) 子どもの資質・能力の向上を主たる指導目的とし、勝敗等に偏った指導にならないように努めること。
指導者	(4) 日頃から指導に必要な知識や技術の習得に努めること。
休養日・活動時間等	<p>(5) 活動時間は、平日では2時間以内、週末は3時間以内を目安とし、短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うよう努めること。</p> <p>(6) 学校長期休業中は、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、他に多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるよう努めること。</p>

	<p>(7) 学校部活動を行っている生徒にあっては、当該生徒の在籍校と情報共有の上、学校の部活動と地域クラブ活動全体として、適切な休養日等の確保及び活動時間の設定に努めること。</p> <p>(8) 過度の練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。</p> <p>(9) 生徒の発達段階及び健康の状態並びに気温等の環境を考慮し、指導内容、練習時間、水分補給、休憩時間等を設定すること。</p>
--	---

(注2) 国…「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月策定)

県…「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」(令和5年10月策定)

市…「岩国市学校部活動の地域移行に向けた取組方針」(令和6年3月策定)

※ただし、次にあげる団体は認定の対象外とします。

- (1) 家族等のみで構成されている団体。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を主な目的としている団体。
- (3) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反している団体。
- (4) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体。

要件Ⅱ：中学生の人数や活動量等に係る次の要件を満たす団体であること

- (1) おおむね5名以上の中学生が在籍し、そのうち3分の2以上が市内中学生であること。
- (2) 中学生が活動できる日が月2日(回)以上あること。
- (3) 大会、コンクール等への参加その他の活動の成果を発表する機会を設けていること。
- (4) 受益者負担を求めていること。

- ※ 要件Ⅰを満たす団体が地域クラブの(暫定)認定のみを受けることもできます。(認定を受けることによって、中学校体育連盟大会に地域クラブとして出場できる場合もあります。)
詳しくは、お問い合わせください。
- ※ 令和7年度の認定は、暫定認定です。令和8年度に改めて認定申請をしていただきます。

Ⅱ 補助金の額と交付対象となる経費

補助金の交付上限額は1団体20万円です。

補助金の交付対象となる経費は、活動に直接要する経費とし、その内容及びそれぞれの経費の上限額は、次の表のとおりとします。

○交付対象となる経費

項目	経費の内容	項目ごとの補助上限額等
事務費	指導以外に発生する運営（実証事業の申請や報告・アンケート調査協力・その他運営に係る事務等）に係る経費	60,000円（定額）
会場使用料	市内施設の利用に係る経費（夜間照明又は冷暖房使用料などを含む）ただし、1週間につき11時間を上限とする。	経費の2分の1まで （実績報告の際に領収書等の根拠資料の添付が必要です）
大会等参加費	団体に在籍する中学生が参加する大会、コンクール等において主催者に支払う参加負担金	
指導者資格取得等費	指導者が団体での指導において直接必要な講習又は研修に係る負担金並びにそれに伴う交通費及び宿泊費（やむを得ない場合に限る。）。ただし、指導者1人につき年1回までとする。	
備品購入費、消耗品費及び印刷製本費	団体の活動に直接必要な備品等であって、団体での管理運営が確実にできるもの	50,000円まで （実績報告の際に領収書等の根拠資料の添付が必要です）

2 地域クラブの認定と補助金の申請

I 申請から交付決定までのスケジュール

本事業の申請受付から決定までのスケジュールは、次のとおりです。

令和7年	8月1日(金)	申請受付開始
	8月29日(金)	申請受付終了
	9月上旬頃	決定通知
	9月1日から2月28日まで	事業実施期間

※ 申請書類に基づいて審査し、決定します。(申請額が、予算の枠を超えた場合は、現在市内中学校にある部活動の種目を優先し、実証事業を行う団体を決定します。)

II 申請受付

(1) 申請受付期間

令和7年8月1日(金)から8月29日(金)まで(土日祝を除く。)

開庁時間内(平日8時30分~17時15分)の来庁が難しい場合は、ご相談ください。

(2) 提出方法

申請窓口へ直接持参 ※郵送等による提出は不可

(3) 提出書類(書類の様式は、市ホームページに掲載しています)

①岩国市認定地域クラブ認定申請書

岩国市中学校部活動地域移行実証事業費補助金交付申請書

②実証事業用収支予算書

③クラブ規約(会則)

④団体概要書

⑤在籍する中学生名簿

⑥活動計画書

⑦団体収支予算書(令和7年度)

⑧岩国市地域クラブ認定要件チェックシート兼誓約書(令和7年度実証事業用)

⑨その他(団体の認定要件を満たしていることが確認できる書類等)

(4) 申請窓口

市役所4階 スポーツ推進課地域クラブ活動推進室

★ 事前に電話または、メールでご相談いただいたほうが、対応がスムーズになります。ご協力をお願いします。



3 決定から事業完了まで

ここでは、決定後から事業完了までの注意事項とそのスケジュールについて説明します。

I 事業実施

令和7年	9月上旬	決定通知
	9月1日	事業期間開始
令和8年	2月28日	実証期間終了
令和8年	3月16日まで(締切厳守)	実績報告書提出

II 補助金の支払い

交付金の支払いについては、事業実施後に提出していただく実績報告書の審査が終わった後に団体の口座に振り込みます。

III 事業計画変更

事業実施中にやむを得ず事業内容を変更しなければならない場合や事業内容を変更することによって一層の事業効果が得られる場合、事業計画変更承認申請書の提出が必要になります。

変更内容が当初の事業目的から明らかに逸脱しているものや大幅な経費配分の変更、補助金額の増額などは、交付決定後において認められません。

変更内容が軽微である場合は届けを提出していただく必要はありませんが、当初の事業内容から変更が生じる可能性がある場合は、事前にスポーツ推進課地域クラブ活動推進室へ御相談ください。

IV 実績報告書の提出

事業が完了したら、令和8年3月16日までに、実績報告書を提出してください。

実績報告書には、経費の領収書(写)等、事業報告書、収支決算書、活動の写真などを添付してください。

4 年間スケジュール

交付申請から補助金の支払までの流れ

交付申請 8月1日（金）～8月29日（金）

交付決定 9月上旬

事業の実施 （9月1日～2月28日）

アンケート調査の実施

※事業実施の期間にアンケート調査（3回）を
指導者・保護者・生徒を対象に行います。

【実施時期】

- ・ 9月上旬（1回目）
- ・ 12月上旬（2回目）
- ・ 3月上旬（3回目）

★ご協力をお願いします★

実績報告書の提出 令和8年3月16日（月）まで

交付金額の確定

補助金の請求

補助金の支払

補助金の支払は、
令和8年4月頃
になります。